平成25年度第2回東京都税制調査会 議事録

日 時 平成25年11月11日(月)

場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成25年度第2回東京都税制調査会

平成25年11月11日(月)10:00~11:28 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【税制調査課長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 開催に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元の一番左側ですが、上から順に、本日の「次第」「座席表」でございます。

その右側ですが、上から「資料1 平成25年度東京都税制調査会中間報告(案)の概要」「資料2 中間報告(案)」でございます。

最後に、一番右側ですが、上から諮問文、本年度の検討事項、小委員会の開催経過、当調査会と小委員会の委員名簿、当調査会の設置要綱と運営要領。御参考に、11月1日に東京都が公表いたしました「『都市と地方の財政力格差是正論』への反論」でございます。

揃っておりますでしょうか。

よろしければ、会議を始めさせていただきます。

進行につきましては、○○会長にお願いいたします。

【会長】 おはようございます。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。 ただいまから「平成25年度第2回東京都税制調査会」を開催いたします。

今年度は、昨年度の議論を踏まえ、議論が尽くされなかった論点や、国の動向等を踏まえ、重要性、優先度の高い論点を中心に検討を進め、その内容をお手元の「中間報告(案)」として取りまとめました。御案内のように、地方法人課税のあり方についてはいろいろと議論もございます。

本日は、お手元の「中間報告(案)」について御審議をいただきたいと考えております。皆様の御意見を踏まえて、案文の修正等を行った上で、次回の調査会で御承認いただければと存じます。

それでは、審議に入ります前に、事務局を代表して○○主税局長に一言御挨拶をお願いいたします。

【主税局長】 おはようございます。10月16日付で主税局長を拝命しました○○でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより、本 調査会の運営に格別の御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げたいと思います。

第2回調査会の総会に当たりまして、事務局を代表して一言御挨拶申し上げます。

現在の税制をめぐる状況でございますが、今、会長からもお話があったように、地方法人課税のあり方ですとか車体課税の見直しといった地方財源に大きく影響する課題が議論されておるところでございます。税源の偏在是正策につきましては、総務省の地方財政審議会検討会から地方法人特別税及び同譲与税を廃止・復元することなく、法人住民税法人税割の一部を国税化して地方交付税の原資にするというような案が出されているところでございます。これは地方分権の流れに逆行したものとなっていると判断しております。

こうした動きに対しまして添付資料をつけてございますが、都は今月1日、『都市と地方の財政力格差是正論』 への反論」を取りまとめ、法人事業税の暫定措置は当初の約束どおり撤廃し、地方税として復元すべきであること、「東京都に税収が偏在しており、財政力格差の是正が必要」との主張は、多くの誤解によるものであること、総体としての地方税財源の拡充こそが必要であるというような基本的な考え方を表明いたしました。

また、先週開催されました全国知事会におきましても、都市と地方の財源を奪い合う発想から来ている是正案に対して、都知事が反対の立場を表明しましたが、状況は非常に厳しいものになっておるところでございます。

本日、議題にされております「平成25年度東京都税制調査会中間報告(案)」は、こうした状況を見据えながら、〇〇会長をはじめ、小委員会の委員の皆様に多くの時間を割いていただいて御議論いただき、取りまとめをいただいたものでございます。心より御礼申し上げます。

御出席いただいている委員の皆様方におかれましては、今年度の中間報告の取りまとめに向け、よろしく御審議いただくようお願い申し上げます。

よろしくお願いします。ありがとうございました。

【会長】 ありがとうございました。

次に、当調査会の委員に異動がございましたので、事務局から紹介させていただきます。

よろしくお願いいたします。

【税制調査担当部長】 それでは、御紹介申し上げます。

まず、東京都議会議員の高木特別委員でございます。

同じく、東村特別委員でございます。

同じく、曽根特別委員でございます。

同じく、酒井特別委員でございます。

御紹介おくれました。同じく、野島特別委員でございます。

委員の紹介は以上でございます。

【会長】 当調査会では、副会長は2名置いておりますが、委員に異動がございましたため、もうお一方、副会長の選任をお願いしたいと思っております。

当調査会の設置要綱におきまして、副会長は委員の互選により選任することとされております。どなたか御推薦いただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

では、○○委員、お願いいたします。

【委員】 大変僭越ですが、御提案申し上げたいと思います。

副会長は、当初から、この委員会に所属しておられました特別委員である○○先生、名簿の一番上に記載がございますが、最もふさわしい方だと思いまして、御推薦申し上げます。お願い申し上げます。

【会長】 ただいま、○○特別委員を副会長にという御推薦を頂戴いたしました。御推薦のとおり選任するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【会長】 それでは、副会長ということで、今後、○○特別委員には御就任をお願いするということにいたしたいと思います。今日は御欠席ですので、このまま議事に入りたいと思います。

まず、議事でございますが、今日の議題の「中間報告(案)」につきまして、小委員長の○○副会長から説明 をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【副会長】 ○○でございます。

本日御審議いただきます「中間報告(案)」につきまして、お手元に「平成25年度東京都税制調査会小委員会の開催経過」というペーパーをお配りしております。ここに示しましたとおり、今年度6月7日から合計5回の小委員会を開催いたしまして、先月の22日までに「中間報告(案)」をまとめさせていただきました。

「中間報告(案)」の詳細について御審議いただきたいと思いますが、内容につきましては、詳しくは事務局から説明をお願いします。

【税制調査担当部長】 それでは、お手元、左側の資料1「平成25年度東京都税制調査会中間報告(案)の概要」をごらんください。この資料に沿って御説明させていただきます。

まず、第1部「税制改革の視点」におきましては、5つの視点を挙げております。

「1 地方分権の推進」では、地方が自らの責任で自主的・自立的に行財政運営ができるよう、自主財源としての地方税の充実が必要である。

また、国から地方への権限の移譲と併せて、地方自治体の権限に見合った財源を確保できる税財政制度を構築することが不可欠であるとしております。

「2 財政の持続可能性の確保」では、公共サービスに必要な財源を安定的に確保するためには、国民の理解を得た上で、給付と負担の適正化を図ることが不可欠である。

また、負担の公平や課税の適正が重要であり、国民の公平感を高める努力が必要であるとしております。

- 「3 時代に対応した『公平』の実現」では、「(1) 少子・高齢化、人口減少社会への対応」として、景気への影響や低所得者層への配慮に留意しながら、広く国民が負担を分かち合い、働く現役世代に過度の負担がかからない制度の構築が必要としております。
- 「(2) 格差拡大、貧困問題への対応」として、社会経済の活力を阻害しないよう配慮しつつ、歳出面の充実とあわせ、所得再分配機能を適切に見直し、公平感を高めることが必要としております。
- 「(3) 活力ある経済社会を目指して」では、企業活動を支える行政サービスに必要な財源を確保し、歳出面では、真に必要な公共サービスや公共投資に財源を効果的・集中的に投入していくべきとしております。
- 「4 環境を重視した税制」では、環境負荷に応じて負担を求めるなど、環境重視の考え方を税制に組み込んでいくことが必要としてございます。
- 「5 重要な政策課題への対応」では、少子・高齢化対策など重要な政策課題への対応において、他の手法との適切な役割分担を行いつつ、税制に求められる役割を果たしていくべきであるとしております。

おめくりいただきまして、第Ⅱ部「税制改革の方向性」といたしまして、主要な税目の意義やあり方をまとめてございます。

「1 基本的な考え方」といたしまして、税源が全国に普遍的に存在し、税収規模の大きい基幹税を国税と地方税で分かち合うことが適当であり、生産、分配、支出という3つの局面でバランスよく課税することが望ましいとしております。

次から税目別となります。

「2 地方消費税、消費税」につきましては、地方消費税は、世代間の負担の公平を確保でき、地域間の偏在が小さく、税収が安定的で、地方税にふさわしい税である。

消費税率を引き上げる際には、低所得者層への何らかの配慮が必要であり、また、地方消費税は、地域の実情に応じた幅広い行政サービスを賄う一般財源とすることが適当であること。

清算基準は、財政調整の基準ではなく、税収を最終消費地に帰属させるための指標であることを明確にしております。

「3 法人事業税、法人住民税及び法人税」につきましては、まず地方法人課税は、企業活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、当該サービスを受ける法人に課税するものであり、企業の負担に配慮しつつも、行政サービスを受ける法人に応分の負担を求めることが必要とした上で、法人実効税率は租税負担の一部損金算入以外の要素を考慮せずに、表面税率を合計した1つの指標であり、仮に実効税率を引き下げることとした場合、税率引き下げと併せて課税ベースの拡大等による財源確保が必要であるとしております。

また、法人所得課税と社会保険料の事業主負担を合わせた我が国の企業の公的負担は、諸外国と比べて高いとは言えないとした上で、法人事業税・法人住民税は、地方自治体にとって不可欠な基幹税であり、他の税とバランスよく組み合わせながら、引き続きその役割を果たしていくことが適当であるとしております。

国の政策が、地方法人課税へ及ぼす影響が懸念される。国による政策の影響については、国の責任で対応すべきとし、最後に、法人事業税については、引き続き中小法人の負担に配慮しつつ、付加価値割など外形標準課税

の拡大により、税収の安定化を図り、応益税としての性格を明確にしていくことが適当であると提言しております。

「4 個人住民税、所得税」につきましては、個人住民税は、都道府県及び区市町村の基幹税の一つであり、 地域社会の費用を住民が広く負担する税として、今後とも重要な役割を果たすものである。

また、社会経済の活力を損なわないよう配慮しながら、個人所得課税の所得再分配機能を適切に発揮させていくことが考慮されるべきとしております。

「5 車体課税」につきましては、車体課税は、税源が全国的に広く分布し、偏在が小さく安定的であり、都道府県及び区市町村にとっては貴重な財源であること、見直しに当たっては、環境重視の考え方を税制に組み込むことが必要であることを述べ、具体的には、自動車税に取得時のインセンティブ機能を組み込んだ上で、車体課税全体として税収中立となることを前提に、例えば、課税標準の2分の1を現行の総排気量等の基準により、残りの2分の1をCO。排出量基準とすることなどが考えられると提言しております。

第Ⅲ部「地方財政調整制度」でございます。

「1 地方財政調整の意義」につきまして、国民に一定水準の公共サービスを提供するため、財政力の弱い自治体に必要な財源を配分するものであり、地域社会の安定を図る上で必要不可欠であるとし、「2 地方交付税制度のあり方」につきましては、地方交付税制度は、地方税を補完するものとして、財源保障機能及び財源調整機能をより適切に発揮させていくことが重要であるとしております。

そして「3 地方法人特別税、同譲与税」につきましては、法人事業税の一部国税化は、課税標準とは無関係の指標である人口を用いて法人事業税を再配分するもので、受益に対する負担という地方税の原則に反するとし、この措置は消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間のものであり、今回の地方消費税率引き上げ時期までに確実に撤廃し、地方税として復元すべきであると明確に訴えております。

おめくりいただきまして「4 地方財政調整制度を巡る論点」といたしまして「(1) 財政需要と税収」としまして、税収格差の議論においては、地方自治体が実施する行政サービスの大きさを考慮に入れることが必要としております。

「(2) 財政調整に関する最近の議論」といたしまして、法人住民税を一部国税化し、交付税原資に組み込む 偏在是正案は、法人住民税が都道府県だけでなく市町村の基幹税の一つという事実を無視したものであり、そも そも地方の税源を国税化することは地方分権の流れに逆行する。

さらに、偏在の是正という観点のみに基づいて地方の税源を国税化することには、合理性・正当性がないとしております。

また、法人住民税は、地方自治体が企業誘致や超過課税を行うなど、課税自主権を発揮していることに留意すべきであるとしております。

ついで、地方共同税は、国の財源保障・財政調整の責任が地方に押しつけられ、結果として地方税全体が地方 財政調整に使われてしまうことにつながるおそれがあるとしております。

この項の最後としまして「(3) 今後の議論に向けて」といたしまして、地方税・地方交付税等を合わせた総体としての地方財政制度について、充実を図っていくべきであること。住民の理解と納得という視点こそが重要であること。そして、地方税制度は、あくまでも応益性、安定性、普遍性、伸張性といった地方税の原則にのっとって考えるべきことを訴えております。

最後に第IV部「その他の検討事項」におきましては、本年、いわゆる番号法が成立したことを受けまして、この番号制度について、制度全般に関して国民の理解が深まるような十分な説明と実効ある個人情報保護対策が不可欠であること、社会保障・税番号制度は、地方自治体の業務と密接にかかわっている。国は、地方自治体と十分に協議し、その意見が仕組み等に反映されるようにすべきであることを提言しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思いますが、小委員長のお立場で○○副会長から何か補足することがあれば、お願いいたします。

【副会長】 今日配られている資料の中に、2つ大事なものがございます。

本調査会に対する諮問文がございまして、これは昨年の5月に出された、石原前知事から諮問されたものでございます。それを受けまして、この3年間の議論を行っているわけですが、もう一枚「平成25年度検討事項」というものがございます。これは今年度の第1回の総会で決定されたものでございまして、これに基づいて小委員会で議論をしてきました。そこに2つございます。

「1 直面する税制上の諸課題に関すること」「2 真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関すること」ということでございます。

今回の「中間報告(案)」も2番のいわゆる大原則と申しますか、その地方自治の確立に向けた税財政制度の検討を行ってきたわけですけれども、それにあわせて「1 直面する税制上の諸課題に関すること」ということで、先ほどの会長、主税局長の御挨拶にもございましたとおり、いろいろな動きがございます。昨年度からの社会保障・税の一体改革の流れでどのような改革が行われるかということ。それから、今年度に入りまして、地方法人特別税については、地方財政審議会の検討会と全国知事会の研究会がございまして、いろいろな動きがございました。そういうものを見ながら議論を行ってきております。

先ほどございました車体課税につきましても、総務省で検討会がございまして、こういう動きも見ながら検討を行ってきました。それを踏まえた議論になってきたということをつけ加えさせていただきます。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、これから審議に入りたいと思いますが、この「中間報告(案)」は、今、御説明がありましたように4部構成になっております。第I部が「税制改革の視点」、II部が「税制改革の方向性」、III部は「地方財政調整制度」、IV部は「その他の検討事項」となっています。

これらは相互に関連する内容もございますので、一括して御審議を願いたいと思います。

どなたからでも構いませんので、御質問、御意見のある委員は御発言をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、○○特別委員、よろしくお願いいたします。

【特別委員】 特別委員の○○でございます。よろしくお願いいたします。

今回、石原前知事の諮問もありますが、中間報告を出す大きな要因としては、これまで検討してきた地方税をはじめとする税制のあり方の検討に加えて、1つは、安倍首相が来春の消費税増税の決定を行ったということを受けての対応と、2つ目に、国が法人事業税の国税化を元に戻すどころか、さらに法人住民税まで一部国税化を打ち出したということに対する私どもとしての反論をしなければならないということがあるのだろうと受けとめております。

私たちの会派は、残念ながら4年間、この調査会に参加できておりませんので、また私も4年ぶりにこの調査会に戻ってまいりましたので、少しこの間の議論から立ち遅れたものがあるかなと思いまして、多岐にわたる事柄について、本当なら4つに分けて意見を言わせていただければと思ったのですが、一括ということなので、それぞれについて少し基本的なことも含めて確認をしながら意見を言いたいと思います。

最初に「税制改革の視点」が書かれておりますが、その前に1ページのはじめのところに東京の高い国際競争力を維持していくということが強調されておりまして、そのためにも急激な高齢化や都市インフラの大規模な更新や防災力など、難題に対処すると述べられております。

競争力の評価はどういう点で行うのかということで、参考資料のほうの5ページを見ますと、これは0ECDのものだと思いますが、経済状況や行政の効率性、ビジネスの効率性、インフラなどが指標としてランキングがされているということで、これが主な競争力の指標だとすると、やはり競争力を高めるということになると、どうしても難題のほうも増えてくるということは否めない問題で、したがって、私たちは経済競争力と同時に、少子・高齢化問題や貧困・格差問題などの解決ということのバランスを考えていかなければならない、ますますそのことが必要な時代ではないかという認識でおります。

その点でいいますと、心配な点がありまして確認をしておきたいのですけれども、6ページ、改革の視点の第2項の「財政の持続可能性の確保」のところで、公共サービスの財源確保のために、給付と負担の適正化を図るとあるのですが、これはやはり主な内容はどうしても社会保障への本人負担を増やすということになってしまうのかなと危惧しているのですが、この点について、そうではないよと、別の問題なのだよということであれば、勘違いになりますので確認しておきたいのです。これはどちらでもいいのですが。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、小委員長のほうから。

【副会長】 「中間報告(案)」の6ページにございます給付と負担の適正化。適正化という言葉は、おそら く人によっていろいろな捉え方があるのだと考えております。

ここは税制調査会あるいは小委員会として、社会保障の自己負担を増やせとか、いわゆる本人負担を増やせと かという議論をしているわけではございません。むしろ、税制調査会の一つの大きな役割は、やはり税収の確保 ということが課題になっておりますので、公共サービスの需要に応じた税収の確保ということが税制の一番大き な役割でございますので、読み方によりますけれども、給付にあわせて負担を求めるという、つまり、公共サービスがタダではないということが非常に大事だと私は考えております。委員によって、それぞれの解釈はあるかと思いますが、私はそういうように考えています。

【会長】 6ページのところの今、特別委員から御指摘のすぐ下に「そのためには」ということで、税負担の 公平や課税の適正が確保されていることが重要ですということで、保険料負担等についての言及は一切しており ませんので、その点は申し上げたいと思います。

どうぞ。

【特別委員】 それでは、続きをよろしいでしょうか。

そういうことであれば、その後の具体的な議論はまた今後ということになると思いますが、ただ、心配な点として、6ページのその後に、所得捕捉の問題、課税ベースの適正化や滞納整理の推進ということがありまして、私どもが知るところでは、現実には特に区市町村民税や国民健康保険料などの徴収、滞納整理の中で、本人の生活費にかかわるものまで、例えば福祉の手当や年金まで、口座に振り込まれればこれは資産となるということで厳しい取り立てがあるという問題に直面しておりまして、この際は実際の運用の点で相当現場では問題が起きているということは指摘させていただきたいと思います。

もう一つ、第3項に、「時代に対応した『公平』の実現」ということがありまして、そこで新しい時代の公平ということで、広く国民が負担を分かち合うとしております。これは個人の国民というよりも、参考資料の2ページのグラフを見ますと、この中には個人と法人、両方含まれているのかなと思いますが、EU各国に比べて国民負担全体は低いということの中で、できればこのグラフは、個人負担の中でも例えば高額所得者だとか、社会保障負担の中の、ここには個人負担と法人負担の両方が入っていると思うのですが、この辺が見えにくいということもあって、私どもの問題意識は、高額所得者の負担率がEUなどよりも低いのではないか。社会保障負担の中での法人負担がやはりもっと高める必要があるのではないかという問題意識を持っておりますので、できれば資料の段階で今後は改善していただければと、それが見えるようなものに改善していただければと思っておりま

す。

この項の9ページの7番目の段落で「世代間の資産格差」ということが指摘されています。これについては、 私たちは異論がありまして、高齢者全体で預貯金が多いというのは、確かに全体は事実と思いますが、ただ、日本の社会保障が非常に不安定であるということに対する不安から、どうしても預貯金が増えているということと、 その高齢者の中で特に世代内格差が拡大しているという点がありますので、つまり、資産のない高齢者の割合が どんどん増えているということで、そういう点もわかりやすい資料が今後入っていけばと思います。

続けてよろしいでしょうか。

【会長】 どうぞ。

【特別委員】 第II章にいきまして「税制改革の方向性」ということについては、税目別に書かれておりますが、第1に、消費税の増税について、やはりこれは私どもが言わなければならないのですが、地方消費税の獲得という点に力点が置かれているということは、どうしても問題だなと思います。消費税については、そもそも消費税が低所得者に負担が重い不公平税制だということもありますし、この十数年、勤労者全体も所得が下がり続けているとか、中小企業はかなり消費不況で赤字で苦しめられているという経済の現状について、全く無前提に消費税問題は語れないのではないか。それから、消費税増税によって、今後、日本の景気全体も大後退の危険があるのではないかということについても、やはりこれは当調査会としても考えておかなければならない問題ではないかと思います。

その後に、地方税には、伸張性が必要ということで書かれていますが、伸張性、要するに状況に応じて税収が増えていく要素が必要だということはわかるのですが、消費税を増やして、もし地方税全体が大幅に減収になるというようなことになれば、これは伸張性どころではなくなるのではないかということと、もう一つ、世代間の公平確保になるという地方消費税の性格にも言及していますけれども、国民全体の消費を冷え込ませてしまうと、公平を確保するといっても税収全体が減って元も子もなくなってしまうという問題があると思います。

そういう点で、安倍首相が決断を表明するまでは、国民の中で7~8割の方が来年4月の消費増税については 中止もしくは延期を求める世論が多かったということも踏まえて、やはりこれは改めて都民の世論を反映したも う少し公平な内容に記述をしてもらいたいということです。

私、古い話になりますが、この調査会で前に特別委員をしておりましたときに、何人かの専門家の方を招いて 消費税の増税による経済の影響について参考人として意見を聞いたことがありますけれども、ほとんどの方がや はり少なからぬ景気への影響は指摘されておりました。そういう点でも、こうした議論もできれば踏まえたもの にしていただきたいということを申し上げたいと思うのです。

ただ、その後の19ページの第3項の法人税については、これまでよりも踏み込んで、特に20ページにあるように、企業活動を支える公共サービスを受ける法人に応分の負担を求めるという記述があり、また26ページには、法人に応分の負担を求めていくということもはっきり書かれているなど、今、利益を上げて負担能力を持っている大企業に対しては、応分の負担を求めるということは、この点は大変重要な指摘であり、私たちも賛成です。

もう一つは、22ページのところに戻りますが、実効税率だけで見るのでなくて、社会保障負担を合わせて日本の企業の公的負担は必ずしも高くないということも現実の問題として重要な指摘であると思います。

23ページには、したがって、経産省のアンケートでも海外進出企業の理由で、税負担が重いからということを理由にしている企業は少ないという指摘も当然ですし、実効税率は国際競争の決定的要素ではない、要素と言えないという、この辺の記述については、私たちも賛成したいところです。ただ、一部、国内投資の阻害要因が市場の閉鎖性、人材確保の困難などが強調されているのは、これは意見が違いまして、消費力が低下して需要の全体が落ち込んでいるのが最大要因ではないかと考えております。

もう一つ、私自身、注目したのですが、以前、委員をしておりましたときに、地方税がフラット化される過程で、この調査会でも私も議論いたしましたが、今回の「中間報告(案)」に個人住民税、所得税について、所得再配分機能のあり方について、27ページに地方の裁量権の拡大と独自の税率をという議論が書かれております。前のほうでも、現行税制では、所得再配分機能を適切に果たせなくなっているとも書かれております。ということは、一旦フラット化した税率を所得に応じた税率に是正するという方向が検討されているのかなと感じたのですが、4年間空白だったものですから、この辺の議論について、もし教えていただければと思います。

【会長】 多岐にわたりますが、御意見、御要望の点もございますし、御質問の点もございます。 では、まとめて小委員長のほうから。

【副会長】 ありがとうございます。

まず、参考資料の2ページということで、国民負担率の国際比較の図がございます。ここに社会保障負担率という、いわゆる白抜きになっている部分がございます。これについて企業、つまり雇い主と雇われている本人との区分というのが、ここにあったほうがいいのではないか。これはもちろん、つくることは可能かと思いますので、今回間に合っておりませんが、またこれは考えさせていただきたいと思います。

ついでに申しますと、参考資料の8ページには、今、御指摘がございました法人所得税と社会保障事業主負担を積み重ねたグラフがございます。ここでも見ますと、いわゆる事業主負担につきましては、これはGDPに対する比率ですが、アメリカ、カナダ、イギリスよりは高いけれども、ドイツ、フランス、スウェーデンといった国よりはかなり低い、全体として見るとこうだ、という形のグラフをここで載せております。これが1つ目でございます。

それから、消費税についてでございます。消費税の税率引き上げにつきましては、小委員会の中で、あるいは「中間報告(案)」の中でも、いわゆる低所得者対策がどうあるべきかという議論を主にやっております。これにつきましては、「中間報告(案)」の15ページ以降に、よく議論がなされます軽減税率案と給付付き税額控除案というのがございまして、それぞれの長所、短所ということについて、ここで検討を加えた結果を載せております。

確かに消費性向といいますか、所得を得たうち消費に回す割合というのは低所得者のほうが高いわけでございまして、そういう意味で、消費税の負担は低所得者に重いという議論がよくなされるわけでございますが、それについて、どういう形で低所得者に対する配慮が可能であるかということについて、ここで検討しております。結論的にこうすべきだという強い提言になっていないというところがあるのですが、現状はこういうところでございます。

法人につきまして、応分の負担を求めるということについては、小委員会の中でもいろいろと議論してきた結果をここに載せておりまして、いろいろ政府の税制調査会、これは民主党政権のときの税制調査会あるいはその専門家委員会での資料もここに載せておりますけれども、その資料に基づいて記述をさせていただいております。これについて、評価をいただいた点もございますので、ありがとうございます。

個人住民税の税率構造については「中間報告(案)」の27ページにございます。これについて、いわゆる標準税率は都道府県、市区町村あわせて10%比例税率ということになっているわけですが、これについていわゆる超過課税をするときに、つまり、各団体が課税自主権を発揮して超過課税をしようというときの税率構造をどうすべきかということについては、実は小委員会の中でいろいろ議論がございまして、そこでも比例税率という形で超過課税をするというのが望ましいという意見と、超過課税に関しては今の制度を変えて、累進税率という形で各団体が設定してもいいのではないかという意見が両方ございます。

その結果としてこういう記述になっているということで、27ページの下から5行目あたりのところの記述になっているということでございます。

以上です。

【会長】では、そのほか御意見ありますか。

どうぞ。

【特別委員】 一通り述べさせていただきます。

今の○○副会長の御意見で、これまでの議論の様子が少しわかりました。

やはり、私どもの認識ですけれども、地方税をフラット化し、応益性を高めるということで進んできましたが、 地方として必要な財源を確保する上で、フラット税制ではどうしても財源が足りないと思っております。そのために、やはり非常に高額な所得者もおりますし、株取引の課税の問題もありますので、地方税として高額の所得を得ている方には、累進で超過課税を考えていくべきではないかということを意見として申し上げたいと思います。

最後に、地方財政調整制度の記述については、おおむね私たちも国のやり方が地方自治や地方財政のあり方に全く反しているという点で、東京都と一緒に、この法人二税、それぞれの国税化問題については、真正面から戦うという決意は以前からも表明しておりますが、これは変わらないという点を申し上げておきたいと思います。

ただ、6年前の当時の福田総理大臣と石原前知事との談合と言っては何ですが、その中で消費税を含む税制の 改革までにはこの法人事業税の国税化を見直すという、このやり方については、私たちは認められないという立 場をとりました。

したがって、国の入れ方を是正せずに、地方税をさらに召し上げるみたいな偏在是正策を講じるということは明らかに間違いだし、地方の役割に見合った地方税財源の拡充という原点に立ち返るという記述は全く当然だと思います。この立場から、地方自治体間の財政力格差の解消の方向は39~40ページなどに書いてあるように、国の地方交付税などの拡充と、それもできればヒモつきでない拡充と、それから地方の課税自主権の拡大などによって地方財政を充実していくというのが基本方向であるべきだと思います。

1つだけ、地方間の自主的な水平調整というのもこの中で否定されているようなのですが、私たちは当面の格差の是正の一つの方法としては、これを全面否定する必要はないのではないかと考えております。

37ページで、ここからは東京の国際競争力を高めることが強調されていますが、東京が繁栄さえすれば日本 経済はよくなるという考え方や政策からは、今ここで脱却をしていくべきではないか。東京一極集中によって地 方が衰退するという事態は、現にやはり生まれている。こんなことをこれ以上続けてはならないし、まして、こ の方向を拡大してはならないのではないかというのが私たちの考えです。

今、例えば国民、企業の内部留保などを賃上げに回すようにということが大きな課題になっていますけれども、 東京が率先して企業に賃上げを要請するなど、国民全体の懐を温める、もしくは消費購買力を引き上げる、この ために先頭になって東京都が頑張るというようなことが大事なのではないかということは意見として申し上げ ておきたいと思います。

最後に、「その他の検討事項」で番号制について出ていますが、これは言うまでもなく、昨今、さまざまな事件が起きて、やはり乱用、悪用の危険を免れていないということから、個人番号の利用を拡大するのではなく、 抜本見直しの検討こそすべきである。

これは一言申し上げて私の意見としたいと思います。ありがとうございました。

【会長】 貴重な御意見、ありがとうございました。反映できるところは反映させていただくような方向で、 小委員長とも相談させていただこうと思います。

そのほか御意見はございますか。

では、○○特別委員、よろしくお願いいたします。

【特別委員】 「中間報告(案)」を拝見して、先生方が精力的におまとめになられたことに敬意を表したい

と思うわけであります。

この諮問を通じて、そして現在の国の税制改正に向けての考え方あるいは動き、そういうものを総合的に見てまいりますと、方向性として、地方の税財源を充実していくという方向性はまさに間違っていないと思いますが、しかし、その財源を地方の財源によって賄っていこうという考え方が極めて強く出ている今の国の方向性に対して、今回の東京都税制調査会、この会議の答申、報告というのは、とても大事な位置づけだと思いますし、この時期にこういう議論をしているということ自体がまさに時宜を得たというか、非常に大事なことだと実は思っています。

そういう中で、総務省の地方法人課税のあり方等に関する検討会、精力的に会合が行われているようでありますが、この会合の第5回目に〇〇会長が東京都税制調査会を代表してお出になられて、この検討会の報告書も拝見させていただき、〇〇会長が恐らくおっしゃられたのだろうなという文言がかなり多く入れられているような気がしておりまして、そのことに対しては大変敬意を表するわけであります。

私は何を言いたいかといいますと、今回の「中間報告(案)」を拝見していて、特に3ページに書いてあります地方財政調整制度に関して、1番と2番で地方財政調整の意義と地方交付税制度のあり方という項目が起こされているのですが、ここの部分に地方の財政力の格差というものの是正の政策あるいはやり方、方策というものは、地方税の一部を国税化することによってやるのではなくて、国の責任においてしっかりやっていくということをもっと文言として打ち出すべきだと思うわけであります。

したがいまして、この部分について、方向性としては当然地方の税財源は充実していかなければいけないけれ ども、それは国の責任においてという文言をしっかりと入れていくべきだろうと思うわけでございます。

今回の社会保障・税一体改革もそうでありますが、地方消費税を充実することによって、地方交付税との交付 団体における税源交換をしていくということがありますが、こういうことが行われている限りは、地方の財源は 充実しないのだろうと思います。

したがって、地方交付税の問題もそうでありますが、地方の財源を充実していくというときに、これは世界的な流れもそうだと思いますけれども、やはりしっかりと国がその役割を果たしていくという姿勢がなければ、これはいくら議論をしてもあまり議論の乖離は埋められないのだろうと思います。

ですから、全国で唯一税制調査会を持っている東京都でありますので、この都税調の答申がやはり今国から狙われている財源を収奪するような動きに対して、しっかりと歯止めをかけていくという役割が当然あろうと思いますから、私はここに是非そういう文言を入れていただいて、東京都の姿勢を示していただきたい。東京から財源を収奪していくという動きに歯止めをかけていただきたいと思います。

法人住民税の一部国税化ということが総務省のあり方等に関する検討会では再三述べられておりますが、これははっきり言って地方自治に対する挑戦のような話だと思っています。ですから、こういう国が税制改正の法律をつくってやられてしまえば、それは仕方がないといったら元も子もないのです。身もふたもないのですが、しかし、こうした方向性として地方の仕事を地方でしっかりやっていく、地方分権を進めていく、あるいは地方のことは地方で決めていく、それに対する税財源は、地方がしっかりと確保していく。この流れに対して、一部国税化の流れというのは、法人事業税だけではなくて、今度は法人住民税という話になってきましたから、これは地方自治に対する極めて重大な挑戦だという受けとめ方をせざるを得ないと思います。

事業税のほうの暫定措置については、廃止をするということを明言して欲しいと思いますけれども、それも明言をされていない。住民税のほうが成立すれば考えますよみたいな話ですから、そんな話ではないわけでありまして、暫定措置は暫定措置として、1回けじめをつける。つけていただいた上で、では地方の税財源はどうするのかという議論に入らなければ、それはいいところ取りであることは間違いないわけでありまして、そのことを東京都税制調査会から国に対して、ぜひまた再度言っていただきたいし、文字にする場合にも、国の責任におい

てということが大事だと思いますから、その点はぜひお願いしたいと思います。 以上であります。

【会長】 ありがとうございました。

【副会長】 ありがとうございます。ただいまの○○特別委員の御意見は、認識としては、小委員会における 認識と一致していると思いますし、先ほど申し上げましたとおり、総務省の検討会の議論を横目で見つつ、とい いますか、そういう形で議論を進めてきました。先月末から今月はじめにかけて、この検討会の報告書が出まし たので、それを受けて、今の段階では38ページから39ページ、40ページあたりの表現で書いているわけで ございます。

確かに地方税財源の充実を図るという都税調の根本的な原則がございます。それに対して、国の動きのほうは、 税財源の偏在是正を、簡単に言えば地方税を取り上げて、水平的な調整で行うというような趣旨でいろいろな改 革案が出されているようですので、それはどうも違うだろう。ここに書きましたとおり、地方分権の流れに逆行 しているということを書いております。確かに法人事業税の復元、つまり、地方法人特別税と同譲与税の撤廃、 法人事業税の復元ということについても、暫定措置が当面は継続されるというような書き方で先方の検討会の報 告書が書かれておりますので、それはおかしいということです。改革には順番というものがありますので、その 順番を重視すべきだと私自身も考えております。

御意見としては、この「中間報告 (案)」の趣旨と非常にマッチしているかと思いますので、表現につきましては、後でまた検討させていただきたいと思います。

【会長】 ○○特別委員の御意見は、恐らくこの調査会の委員各位も共通認識をお持ちだろうと思っています。 今後、どのような形で具体化されていくのかということにつきましては、いろいろな政治的な諸力の結果だろう と思いますが、やはり東京都の税制調査会としては、先ほど委員から御指摘いただいた、言及もいただいた総務 省の検討会の折にも、東京都の納税者、都民の納得がいくような道筋の知恵を出していただきたいということを 申し上げてまいりました。

今後のことにつきましても、都民と納税者の代表者でらっしゃる知事、それから都議の意思決定の場である都議会の御意見が都民の御意見ということで、その御意見に副う形で、都税調としてはこれからも意見表明をしていきたい。微力ですが。そういうように委員各位も考えていると思います。

以上です。

ほかにございますか。

では、○○特別委員、よろしくお願いします。

【特別委員】 特別委員の○○です。

今、○○特別委員から、今回の国の動きについて話がありました。今回、この「中間報告(案)」にも39ページにかなりこの辺のところを詳しく書いていただいております。

私は、税制調査会というのは、そもそも論になって本当に申し訳ないのですけれども、1つは、議論の継続性と整合性というのは、当然あっていいと思いますし、審議される各委員の先生方のそういった整合性、一貫性というのは当然あるべきではないかと考えているわけですが、私も随分長くこの税制調査会の特別委員をさせていただいておりまして、20年、これが最後になったのだと思うのですけれども、神野先生が都税調の今○○先生がいらっしゃる会長という立場で議論をまとめてこられました。

このときもかなり突っ込んだ書きぶりをされていて、法人二税については、既に地方の基幹税の一つとなっている。法人も地方自治体の行政サービスを受けていること及び課税のバランスの点からも、引き続き、地方税として維持していくことが必要だと。そして、さらに突っ込んだ書きぶりのところでは、かなり強くおっしゃったのです。企業の集中等に伴う膨大な財政需要を考慮すると、税収格差のみを捉えて、法人二税を地方税にふさわ

しくないとするのは適当でないと。法人二税は地域の行政サービスに必要な経費の一部を受益者である法人に求めるものであり、受益と負担という地方税の考えにかなう税だということを明確におっしゃっているのですけれども、残念ながら、国に行かれて、今回地方財政審議会の検討会の座長というのを引き受けられて、座長は取りまとめ役だから、そんな簡単に自分の意見を貫くということはできないというのは言われればそこまでかもしれないのですけれども、残念だなと思うのは、最初の大前提で、いわゆる税の偏在性を解決するのは地方交付税だとおっしゃっているのですけれども、財源をいきなり住民税の法人税割に求められている。

こういう中身も読ませていただきましたけれども、この20年の都税調の座長として議論をまとめられたときと、今、国での考え方、確かに官僚主導だからそんなに学識者の先生の意見もなかなか通らないのだよと言ったらそこまでかもしれないのですけれども、税の体系を決めるのは政治であり、また官僚かもしれないのですけれども、審議会での議論は少なくとも都税調の座長として一貫性を持って臨んでもらいたなかったなというのが本音としてあるのです。恐らく、この議論の中でいろんな過程があったのだと思いますので、その辺がもしおわかりになる範囲でどうだったのかなというのをお聞かせ願えればありがたいなと思います。

そもそも論ですけれども、答申の位置づけはどういう位置づけなのかということをもし考えとして局長があるのであればお聞かせ願いたい。みんな一生懸命これを読みこなしていろんな意見を言ってやってきているのですけれども、先ほど〇〇特別委員がおっしゃったように、時宜を得ているというのも確かですけれども、一生懸命議論して、どこまでこの国に通用しているのかと思うと、何年もこの席にいてさみしい思いをしている一人でございまして、その辺の位置づけなども局長から聞かせていただければと思います。

すみません。かなりそもそも論を言って申しわけないです。

【会長】 そもそも論ということで、神野先生がどういうお考えなのかということについて、私はよく存じ上げないので、ここでは神野先生にかかわるお考えについて言及することは差し控えさせていただきたいと思います。

局長のほうから、そもそも論で、この答申をどういうように私たちは心すればいいのかという哲学の部分を含めてお話を願えたらと思います。

【主税局長】 この都税調の位置づけとか役割は、本日お配りしている諮問事項にも書かせてもらいましたけれども、まさしく地方主権の時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、それに関連する諸制度についてということで、これを東京都から発信するということで、東京都のさまざまな行財政需要を踏まえた上で、どういう税制が望ましいのかということを発信していただく。いろんな国会ですとか国、官庁ですとか、そういうところに発信するてことして使っていく。そういうのが役割だと私は認識してございます。

先ほど○○特別委員からお話もありましたように、国の検討会が10月30日にまとめまして、11月6日に少し微修正したようでございますが、その中にも、都税調ではこういう議論がされている、都税調ではこういう意見もあるということである程度取り上げられているところでございます。そういうことで、この中間報告を我々は都税調の意思として、財務省、総務省、その他国会等に意見具申するための強力なてことして後押ししてもらおうと考えてございます。

【会長】 どうぞ。

【特別委員】 おっしゃることはよくわかります。

神野先生の考え方、○○先生は推しはかれませんという話ですけれども、いろんなこの中の議論だとか、書かれているものを読むと、神野先生は今の国の立場に近い考え方をお持ちの先生ですね。どちらかというと、今の国が議論しているような立場に立った物事と近い考え方をお持ちなのではないかと思ったのです。そういう意味で、先ほども話が出たのですけれども、少なくとも都税調は、くしくも○○会長がおっしゃったのですけれども、都民の立場に立ったという、東京都の立場に立った、そういう議論をすべきところではないのかなと思いまして、

残念なのは、この二十年、何年間か一緒に神野座長のもとに議論してきてまとめてきたのだけれども、結局、このことが根本的に覆されてしまったというのは甚だ残念だし、非常に悔しい思いをしているというのを一言言わせていただきたいと思います。

【会長】 私は会長という立場を離れて、調査会の一委員としての意見だということでお話をさせていただこうと思います。税制というのは民主主義のもとでの税制で、租税民主主義では、これは先生方に申すまでもないのですけれども、有権者なり納税者の御理解をいただくような説得と納得のプロセスがすごく重要なのではないか。

そうしたときに知恵を出さなければいけないということを何回も小委員会でも申し上げたのは、それぞれのお立場でそれぞれの御主張がある。おそらく都民の方々の中にも、国の考え方に近いお考えを持つ納税者なり都民もいらっしゃるだろうと。そうしたときに、これも小委員会でも議論が一部の委員から出たのですが、東京都のことだけ考えていいのだろうかと。〇〇特別委員からもお話の出た地方の財政力格差是正をどういうようにするのかということもどこかで考えて、目配りをしながら、東京都の身勝手な主張であるというような印象を与えない、財政力の弱い地域の納税者なり住民の方々にも納得していただくようなメッセージを発していかなければいけないのではないか。だから、その辺のところが非常に難しいことなのではないかと個人的には思っております。私が今回の事柄について、神野先生のお考えはどうなのかということについては推しはかれませんので、ただ、結果として出てきている国の今の考え方に対しては、やはり私どもの小委員会あるいはこれまでの議論の中でも十分議論として無理筋ではないかということでお話が出てきている。それが今回の案として結実していると御理解を願いたいと思います。

以上です。

ほかにございますか。

では、小委員長のほうから何かあれば。

【副会長】 「中間報告(案)」につきましては、ただいま御議論いただいたとおりですが、事務局から先ほど御紹介がありました「『都市と地方の財政力格差是正論』への反論」、こちらは東京都として出されたということでございます。もちろん、私はこれも読んでおりますが、基本的に整合性はとれているものだと思っております。

国の中、あるいは審議会、地方財政審議会の検討会の中にも多分いろいろな意見があるのだろうと思いますが、全体として一つ、私も個人的な感想を申し上げます。改革というのは順番が大事であります。法人住民税を一部国税化して交付税原資に持っていくというのを先にやってしまうのは問題です。結局、税制改革というのは積み重ねでございまして、いっぺんにいろいろな改革が同時にできるというのは非常に珍しいことでございます。そう考えますと、今回の法人事業税から地方法人特別税のいわゆる暫定措置というものについても、もう既に数年たってしまって、これを戻すことだけでも非常に大変なのに、さらにもう一つ、法人住民税のほうも交付税原資化ということになりますと、ますます正常化することが難しくなってしまいます。改革を行っていく際の順番、そういったことが重要ではないかということを含めて、ここでの中間報告あるいは来年に向けてさらに議論を深めていきたいと考えております。

【会長】 ほかに委員各位、どなたか。

では、○○委員、お願いいたします。

【委員】 先生方の御議論、ありがとうございます。大変参考になりました。先生方の御意見の中にもあったことで特別委員の先生の御意見をお聞きしたいのです。19年改正でしたか、個人の住民税が13%から10%と等しくなったわけです。低い人はみんな10%に上がったし、高い方は3%下がったということがありました。私は、税理士でございまして、東京には2万人の税理士がいるのですけれども、申告期になると手分けをして、

無料の税務相談をするのです。特に島を抱えている東京ですから、島には税理士はほとんどいませんので、わざ わざ予算を組んで船に乗せて無料相談するというような大掛かりなこともやっているわけです。

19年の改正のころ、私どもが無料相談の現場で納税者の人たちから盛んにクレームを聞いたのは、地方税が非常に高くなったということでありました。それは10%に上がったわけですから当然なわけであります。それについて、私ども直接税務申告することを援助したので適切な回答をする立場ではないのですけれども、大変なことだなと感じて帰りました。

その後、首長さん、私はシンポジウムで区長さんのお話を聞いたのですが、ある区長さんが、13%から10%に下げて、うちの区は財政的に非常にタイトになった。早く元へ戻してもらいたいという話を直接聞いたわけであります。両方の意見をその当時聞いたので、これは考えなければいけないなと感じていたわけです。

当調査会でもそのことは申し上げました。少なくとも、累進税率を地方税に入れろということを言っているのではなくて、税率を10%から13%に元へ戻すぐらいはいいではないですかということを申し上げた。

なぜかというと、確定申告のときにそういうクレームをいただきましたけれども、料金を払って我々が代理する人たちの層は、大体13%から10%になるので、私ども皆さんに3%下がりますよという御説明を当然するわけですけれども、あまり感謝をしません。この所得層では3%下がっても、別に生活が変わるわけではないのだから。

むしろ13%から10%になったということを元へ戻したほうが、私は地方税としてはいいのではないかということを一貫してこの委員会では申し上げているわけであります。そういうことが27ページのところにも少し書いてあるということなのですけれども、議員の先生方にお尋ねしたいのは、私どもよりもはるかに都民の皆さんの声を直接お聞きになっているわけですから、その辺のところは何か私どもの参考となるような御意見とかお考えとかということがあれば教えていただきたいと思っております。

【会長】 どなたからでも結構ですが、では、○○特別委員からどうぞ。

【特別委員】 今の○○先生の御指摘は、私たちも地元にいて、当時いろんな声を聞きました。たしか19年の改正のときは、所得税の改正とセットになっていたと記憶いたしておりますが、10%を13%に戻すかどうかという話になりますと、そもそも論の話になって、我々は地方自治体が勝手に地方税の税率を決められるのかという税の課税自主権の問題とかかわってくると思うのです。私、実はたまたま地方税法の法律を持ってきて、いろいろ問題意識を持っていたものですから、ずっと読んでおりましたけれども、地方税法は、例えば私は財政委員会にずっといましたから、先般のゴルフ場利用税の問題は指摘しましたけれども、ゴルフ場利用税は国が取るべき税として規定をしてしまっているわけです。第4条の2項に入ってしまっている。これを第4条2項から3項に変えてくれませんかみたいな話を本来東京都はしたほうがいいし、すべきなのです。ところが、税制全体を国が法律で仕切ってしまっているものですから、私たちが例えば言ってしまえば詮ない話ですけれども、地方税をどうこうしようということを要望としてしか出せないというところにこの問題の原点があるような気がしてならないのです。

ですから、この税制調査会もそうですけれども、私は、本来的に言えば、税の課税自主権の問題はもっと発揮ができる法制度というものが根本的にあるべきだと思いますし、先生の御指摘はまさにそういうことだと思っておりますので、上げるか下げるかという問題は別にして、私は法律の問題でもっと課税自主権が柔軟に発揮できる、そういう制度をつくっていくことは基本だと思っています。

【会長】 どうぞ。

【特別委員】 私も実は同じ考えで、先ほどの話ではないのですけれども、いくらこちらが頑張ってここで本当に一生懸命書いても、結局国の法律が地方税を変えない限り何も変わらないわけですね。だから、先ほどの話ではないですけれども、地方に課税自主権がない限り、そんな簡単にいかない問題だということ。

私も公認会計士、税理士ですから、現場でそういう対応をします。ただ、おっしゃったように、あのときは所 得税と一体となった改正なので、全体をちゃんと説明すれば、地方税だけ納めているわけではないですから、あ のときの改革は、所得税と一体となった改革でプラマイゼロなわけです。その話はきちっとしたら皆さんは納得 してくれました。

だから、そもそも論の話で、おっしゃる意味はよくわかるのですけれども、ここでどんなにやっても、本当に地方税、課税自主権がない限り、国の税調で力があるというのは、彼らがそこを決めるところが、一番力があるのだろうなと思います。

【会長】では、どうぞ。

【特別委員】 ○○委員のお話に半分ぐらい共感し、あと、今2人の特別委員からお話のあったように、地方の課税自主権がむしろ縮小されつつあるという懸念、心配を持っているものですから、そこを突破するという点での問題意識をどう積み上げていけばいいのかなという心配があります。

お話の中にあった点で、確かにあのときは所得税と個人的には増税、減税がセットになるようにして、個人にとっては地方税が上がった分を所得税で下げて面倒を見ますと。所得税のほうは累進性を高めて、国から地方への財源移転の方法としたということですが、私のところに来ているいろんな相談や苦情を見ますと、その後、課税最低ラインが国税よりも地方税のほうが下がってしまって、国への所得申告は必要ないのだけれども、区民税の申告をしなければならない人が相当数出てきてしまったということから、底辺層のところで痛税感が物すごく高くなっている。確かに13%から10%に下がった方の痛税感、税が軽くなったありがたさに比べると、高くなったほうの人のその後の納税や所得申告の関係での痛みが現実には高くなっているのではないかというのがありまして、そこはもう少し現実に現場で起きている問題をつかんで対処していく必要があるのではないかと感じています。

先ほど私たちの基本的な意見は、やはり累進の13%でいいのかどうかというのは別にしても、累進性をある程度取り戻さないと、あまりにも高額で10%しかかかっていない高額所得の方がいるものですから、そこにはもう少し適切な課税があっていいのではないかとは考えております。

以上です。

【会長】 では、○○特別委員、お願いします。

【特別委員】 19年度改正のときのことについては、もう他党の議員の皆さんからお話があったとおりですけれども、そのことと同時に、多くの相談を受けるときに、普通の市民の人が理解していないのは、例えば私は立川市ですが、立川市は国立市よりも税金が高いよねと、区や市によって地方税の税率が違うと大きく違うと思っているのです。それは多分何となくの感覚で言っているだけで、本当に税率がいくらで、それに対して自分の負担がいくらなのかということをほとんどの国民、市民は理解していないのではないか。まず、納税者の方々には所得税がどういうもので、地方の住民税がどういう仕組みで課税をされているのかということをしっかりと御説明するというところから始めないと、ほとんどの方々はどういう形で自分がいくら負担をしているのかということを理解していないこと自体のほうが問題なのではないかと、日ごろいろいろと話を聞く限りにおいては、税金は大変だ大変だという話の中でそういった声を聞いているということですが、そこら辺の周知方を取り組んでいかなければいけないのではないかと思っております。

以上です。

【会長】 よろしいでしょうか。

どうぞ。

【委員】 御意見ありがとうございました。

1 つだけ、ここで議論する必要は全くないのですが、国と地方が人的控除では金額が違うということは御配慮

いただいて、御議論いただければと思います。

さて、私は、国の税制調査会がやっている議論を東京都税調が追認する議論というのはあまり意味がないと思っているのです。まさに地方から発信するのですから、それは法律の改正であろうと、考え方が非常に斬新なことでとても国の税調ではやっていないような議論であっても、地方の発信としてはやらざるを得ないし、やるべきだと、それが都民の目線だと思っているのです。だから、国の税調が議論をしていることをここで私はあまり議論をする時間は割きたくないなというか、割いてほしくないなという気持ちがあります。

地方から変えていくという基本的な考え方からすると、今の法律がありますから議論できないということではないと思うのです。どんどん発想も変えていく必要があるし、提言をしていくということがあってよろしいのではないかと思います。

歴史的に見ると、国の財政あるいは法制度というのは明治の時代からできていますが、地方民会が頑張って税制を変えてきたではないですか。時間がないからあまり言いませんが、具体的にたくさんあるわけです。地方の発言は明治の時代から、地方民会の意見として帝国議会をある部分ではしのぐこともあり得たという歴史の事実から見て、私は貴重な過去の先輩の御努力だと思って、この調査会には参加させていただいているということでございます。

今日はありがとうございました。

【会長】 ほかに委員各位、御意見ございますか。

では、御指名するようで恐縮ですが、○○委員、どうぞ。

【委員】 御議論いただきましてありがとうございます。また、今回、中間報告(案)ということでおまとめいただきましたが、東京都としては、先般の国の検討会に対しまして反論という書を出しましたけれども、その裏づけとなる専門家の方から見た理論がこの中間報告(案)に出ているということだと思いまして、大変心強く感じる次第です。

そして、前回の暫定措置もそうですし、今回の法人住民税もそうですが、暫定措置の場合には、明らかに一番減収額が大きいのは東京都でありました。多分今回、法人住民税をやりますと東京都及び特別区というのは相当の減収になるのではないか。交付税原資になりますと戻ってきませんので純減になるということなので、いわば、その当事者として東京都並びに23区等がどう考えるかというのは、相当重みがあることだと思っておりまして、本調査会及びそれを背景にして私どもの主張というのは、全国レベルにおいても相当注目されているものだと思いますし、知事もその立場でいろいろな場で発信をしているわけでございます。したがいまして、この税制調査会での御議論というのは、東京を代表する議論として今後もぜひとも発信していただいて、それがいくらかでも税制の中に反映されていく。そして、それを踏まえた議論、会長のほうから説得性、納得性という言葉がございましたが、その点を担保しない限り、やはり私どもも都民に向かってこの制度について云々はできないと思っております。

とりわけ今回の法人住民税の問題は、当初は税の偏在性の議論から来ておったのですが、消費税と地方消費税になると偏在性は減るということなのに、逆にそのことを交付税と関連させて、財政力に格差が生じるから変えるのだということになって、どうもずっとウォッチしていますと、税の偏在是正から財政力格差是正になったところがどうしても釈然としないという思いがありまして、税ならば税としての筋道をつけてやった上でないと、どうしても納得がいかない。交付税のことで言うならば、交付税の需要算定はおかしいとか私も山ほど言いたいことはありますし、その議論になってしまうと税ではないのではないかという思いがございまして、先ほど〇〇副会長さんがおっしゃいましたが、どうも暫定措置の減収分ぐらいを確保できないと暫定措置は継続するみたいな、議論として誠におかしな状況になっているのが心配でございまして、都税調としてしっかり筋を通していただいた議論をしていただいておりまして、それが「中間報告(案)」としてまとめていただければ、局長が言っ

ていましたが、それをてこに年末の税制改正に向かって突き進んでいきたいと思っております。 以上でございます。

【会長】 ほかに御意見はよろしいでしょうか。

それでは、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

本日、皆様から頂戴いたしました御意見を踏まえまして、私と事務局及び○○小委員長で早急に中間報告の最終案を作成して、次回の調査会に提出させていただきたいと思います。

それでは、事務局から、次回の日程の説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 第3回調査会は、11月19日の火曜日、午前10時から、このS6会議室で開催させていただきます。出席方、よろしくお願いいたします。

【会長】 以上をもちまして、第2回「東京都税制調査会」を終了させていただきます。本日は、お忙しい中 御参集いただきまして、誠にありがとうございました。

— 了 —